

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）の住所が不明なので、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成20年10月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第33条の3において準用する同法第30条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成20年9月9日付鳥取県告示第618号）の内容
（告示の内容）

(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

桂住寺	米子市愛宕町51
高坂松太郎	〃
坂口 博一	米子市陽田町100の1
〃	米子市陽田町102の1
〃	米子市陽田町103の1
吉田 豊	米子市陽田町139の1
小原 精二	米子市陽田町145
市原亀次郎	米子市陽田町155
鹿野 徳蔵	〃
吉田 貞蔵	〃
市原亀次郎	米子市陽田町158の1
鹿野 徳蔵	〃
吉田 貞蔵	〃
高田 嘉鶴	米子市福万字嫁田1069の2
高田 允克	〃
高田 嘉鶴	米子市福万字嫁田1069の3
高田 允克	〃
勝部形次郎	米子市福万字小野田谷1078の2
後藤 仁	米子市福万字小原田1103
船越藤太郎	米子市福万字榎原1110の2
細田仙次郎	米子市福万字榎原1115の2

〃	米子市福万字榎原1118の2
進野 定義	米子市福万字榎原ノ上1119の2
進野菊次郎	米子市福万字粕谷ノ一1133
福田 丈七	米子市福万字須村尻リ1154
湯原米次郎	米子市福万字河原山ノ二1163の2
〃	米子市福万字河原ノ三1164の2
高田 嘉鶴	米子市福万字河原ノ三1166の2
高田 允克	〃
佐川貞一郎	米子市日原字石畑648の2
赤屋栄三郎	米子市日原字山ノ越286
赤穂 甚蔵	米子市日原字宮ノ峠山650
赤屋栄三郎	米子市日原字下山296
高田 俊彦	米子市観音寺字岩崎ノ一685
三島親太郎	米子市長砂町610
〃	米子市長砂町611

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐に係る伐採種は、定めない。

米子市観音寺字北谷249、250、字岩崎ノ一685、大谷町365、366

(イ) その他の森林については、主伐は、択伐による。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、米子市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び米子市役所に備え置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 米子市役所

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課